

令和7年度

一般廃棄物処理実施計画

生駒市

令和7年度一般廃棄物処理実施計画

1. 一般廃棄物の発生状況

- (1) 処理計画の範囲 生駒市全域
 (2) 一般廃棄物の発生量（推計）

(単位：t)

種 別		発 生 量
家 庭 系	可燃ごみ(A)	17,190
	可燃ごみ収集(委託)	16,184
	持込量	1,006
	燃える大型ごみ(B)	521
	不燃ごみ(C)	208
	不燃ごみ収集(有害ごみ含む)	85
	持込量	123
	資源ごみ(D)	4,136
	資源ごみ収集 (びん・缶、ペットボトル、プラ等)	2,390
	可燃ごみ収集時古紙類 持込量等	1,476 270
	市受入量(A)+(B)+(C)+(D)=(E)	22,055
	民間資源化量(F)	2,112
家庭系ごみ発生量(E)+(F)=(G)		24,167
事 業 系	可燃ごみ(H)	6,387
	可燃ごみ収集	4,705
	持込量	1,682
	生ごみ(厨芥類)(I)	391
	不燃ごみ(J)	10
	不燃ごみ収集	10
	資源ごみ(K)	158
市受入量(H)+(I)+(J)+(K)=(L)	6,946	
事業系ごみ発生量(L)		6,946
市受入量合計(E)+(L)=(M)		29,001
ごみ発生量合計(F)+(M)		31,113

※上記の表の目標値は、生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の目標値と異なる場合があります。
 これは、前年度の実績値を基に目標値を算出しているためです。

動物の死体	308体
実験動物の屍体等	21t

し尿	3,364kl
浄化槽汚泥	20,502kl

2. 一般廃棄物の処理方法及びその主体

(1) 家庭から排出される一般廃棄物

種 類	収集・運搬の回数等及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体	市 民 の 協 力 義 務 等
燃えるごみ (台所ごみ・木くず等)	週2回収集 (委託)	焼却処理 (委託)	埋立処分 (委託)	<p>(1) 燃えるごみ・燃えないごみ等に分別し、市の定める収集方法に従い排出すること。</p> <p>(2) 廃棄物が飛散し、流失し又は悪臭が発散しないようにするとともに、処理を著しく困難にし、処理施設の機能に支障が生じる物を排出しないこと。</p> <p>(3) 廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再利用を図り、廃棄物の減量、適正な処理に関し、市の施策に協力すること。</p> <p>(4) 家庭から排出される古紙類、布類、空き缶、ガラスびん、われもの、プラスチック製容器包装、ペットボトル、飲料用紙パック及び陶磁器製・ガラス製食器・金属類・電化製品について、資源化及び再利用可能な物は再利用に努めること。</p> <p>(5) 空き缶、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、プラスチック製容器包装等の資源化の際には、洗浄し資源化不相当物等の異物を混入しないこと。</p> <p>(6) 商品を選択する際には、当該商品の内容及び容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するように努めること。</p>
燃えないごみ	電話リクエスト収集 (委託) (1カ月10点まで)	解体処理 (委託)	解体処理後、焼却不適物は埋立、可燃物は焼却、金属類は資源化 (委託)	
大型金属類・電化製品		解体処理後破砕処理 (委託)	木くず等は焼却処理 その他は資源化	
大型ごみ (家具類・布団等)		破砕処理 (委託)	破砕後、焼却処理 (委託)	
有害ごみ (乾電池)	月2回収集 (委託)	ドラム缶詰 (市)	資源化業者へ処分委託 (委託)	
有害ごみ (蛍光管等)		破砕後ドラム缶 (市)		
ガラスびん・空き缶 (アルミ缶・スチール缶)		選別・保管 (委託)	資源化業者へ処分委託 (委託)	
われもの (陶磁器・ガラス製品)		選別・保管 (委託)	資源化業者へ処分委託 (委託)	
ペットボトル		選別・圧縮・保管 (委託)	資源化業者へ処分委託 (委託)	
小型金属類・電化製品		破砕処理	木くず等は焼却処理 その他は資源化	
陶磁器製食器 ガラス製食器	公共施設等で拠点回収 (市・委託)	選別・保管 (市・委託)	資源化業者へ処分委託 (委託)	
プラスチック製容器包 (プラ)	週1回収集 (委託)	選別・圧縮・保管 (委託)	資源化業者へ処分委託 (委託)	

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

種 類	収集・運搬の回数等及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体	事業者の協力義務等
燃えるごみ	事業者自らの責任で行うもののほか、市の許可する一般廃棄物収集運搬業者への依頼(排出者・一般廃棄物収集運搬業者)	焼却処理・破砕処理及び選別保管 (市・委託)	事業者自らの責任で行うもののほかは、埋立処分又は専門業者、資源回収業者へ処分委託 (委託)	<p>(1) 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期使用可能な製品の開発等を行うことにより、廃棄物の発生を抑制するように努めること。</p> <p>(2) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、再生利用等を行いその減量に努め、又、製造・販売する製品・容器等が廃棄物となった場合に、その処理が困難にならないよう技術開発に努めること。</p> <p>(3) 事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物を市が設置する処理施設へ搬入する際は、市長の承認を受けるとともに処分しやすいように大別し、かつ、焼却、圧縮、破砕等の前処理に努めること。</p> <p>(4) 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に関し、市の施策に協力すること。</p> <p>(5) 事業活動に伴い大量の一般廃棄物を生ずる事業者(市が指定する事業者)は、一般廃棄物の処理に関する計画書を毎年1回市長に提出すること。</p> <p>(6) 事業者は許可業者に収集運搬を委託する場合においても分別排出を基本とする契約をすること。</p>
燃えないごみ				
再生資源				
再生資源 (野菜くず)	市の許可する一般廃棄物収集運搬業者へ依頼 (排出者・一般廃棄物収集運搬業者)	メタン発酵と汚泥堆肥化 (委託)	再資源化(堆肥) (委託)	
再生資源 (魚あら)	市が指定する一般廃棄物再生輸送指定業者へ依頼 (排出者・一般廃棄物再生利用指定業者)	国の再生利用事業登録を受けた事業場へ搬入(指定)		
再生資源 (木くず)	市が指定する一般廃棄物再生輸送指定業者へ依頼			

(3) 動物の死体等

種 類	収集・運搬の回数等及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体	事業者の協力義務等
動物の死体	排出者が自らの責任で行うもののほか、申し出により収集 (排出者・市)	焼却処理 (委託)	埋立処分 (委託)	自らの責任で処理できない時は、遅滞なく市長に申し出て、その指示に従わなければならない。
実験動物の屍体	事業者自らの責任で行うもののほか、市の許可する一般廃棄物収集運搬業者へ依頼 (一般廃棄物収集運搬業者)	事業者自らが処理 焼却処理 (委託)		事業者の研究実験のための屍体等を指定された処理施設に搬入すること。

(4) し尿及び浄化槽汚泥

種 類	収集・運搬の回数等及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体	事業者の協力義務等
し 尿	概ね月 1 回収集 (委託)	膜分離高負荷脱窒素 処理方式+高度処理 のうち、膜分離装置 及び活性炭吸着塔を バイパスし、放流先 を下水道放流とする。 (委託)	再資源化 (委託)	(1) し尿の収集開始・廃止・変更届出は必ず行うこと。 (2) 便槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと。
浄化槽汚泥	浄化槽清掃業許可業者が浄化槽清掃の際に収集 (一般廃棄物収集運搬業者)			便槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと。
平群町汚泥	平群町が運搬委託した業者が 4～6 台 / 日、25 台 / 週 程度を予定			

(5) 市が一般廃棄物と併せて処理できる産業廃棄物の指定

- ・ 竜田川浄化センター下水道汚泥
- ・ 山田川浄化センター下水道汚泥
- ・ その他、その都度市長が定める

3. 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

①ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制及び資源化の方法

区分	取 り 組 み	具 体 的 な 内 容	
家庭から排出される一般廃棄物	イベント等	くらしのブンカサイ	環境に関する総合的なイベントとして、フリーマーケット、ごみの減量化等啓発物品の展示、リサイクルの工作教室等を実施する。
		リユース市・もったいない食器市	ごみとして持ち込まれた古陶器、小家具、おもちゃなどの不用品を安価に販売するリユース市と回収した陶磁器製・ガラス製食器を無料配布するもったいない食器市を開催し、リユースの推進を図る。
	印刷媒体等による啓発	ごみ収集日程表	燃えるごみ（有料化）、プラ、小型金属類・電化製品、びん、缶、ペットボトル、われもの、有害ごみ、大型ごみ・燃えないごみ（有料化）、大型金属類・電化製品の収集日程表を年1回全戸配布する。
		広報への掲載	広報に、ごみに関する記事を掲載し、市民にごみの分別排出等の啓発を行う。
		ごみガイドブック	ごみの分別やリサイクルの取り組み等のガイドブックを転入時に環境保全課で配布する。
		かんきょういこま	小学校4年生を対象にした、社会科学習用副読本を作成し、小学校に配信する。
	再生資源回収	全市で再生資源物分別収集	ガラスびん・空き缶…月2回収集する。 ペットボトル…月2回収集する。 われもの…月2回収集する。 プラスチック製容器包装…週1回収集する。 新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック・ミックスパーパー・古着・ウェス・くつ・かばん…週2回収集する。 小型金属類・電化製品…月2回収集する。 大型金属類・電化製品…電話リクエスト収集する。
		公共施設等での再生資源回収	陶磁器製・ガラス製食器の拠点回収 南コミュニティセンター・北コミュニティセンター…施設の閉館日
		集団資源回収	自治会等による集団資源回収（新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック・ミックスパーパー・古着・ウェス・くつ・かばん・金属）を促進し、実績団体に補助金を交付し、ごみの減量化・資源の有効利用等ごみに関する意識向上を図る。
		燃えないごみ処理施設等での資源選別	燃えないごみ処理施設で鉄・アルミ・プラスチック等を選別し再資源化事業者への売却を行う。
		燃えないごみ処理施設等でのガラスびん残渣等選別	燃えないごみ処理施設でガラスびん残渣・陶磁器等を回収して再資源化事業者への引き渡しを行う。
		乾電池・蛍光灯等	有害ごみとして収集したもの及び清掃リレーセンターに搬入されたもののうち、乾電池・蛍光灯について再資源化を行う。
		家庭用生ごみ処理容器等購入補助	家庭からごみとして廃棄される生ごみの自己処理を促すことにより、焼却量を削減するため、生ごみ処理容器（非電動型）の購入者に対し、補助金を交付する。
		キエーロ（生ごみ処理器）の普及啓発	キエーロの製作講座及び小学生を対象として『夏休み環境自由研究「ごみキエーロ」をしよう！』を実施する。
その他	ごども5Rアドバイザー学習	生駒市内の小学4年生を対象に、日常家庭から出されているごみが、どのように収集されているか、実際の収集車で体験するとともに、5Rについて学習し、ごみ減量化等の理解を図る。	

	食用油の再商品化	廃食用油を回収し、石けんなどにリサイクルする。
	レジ袋有料化	平成26年6月1日から、市内すべてのスーパーマーケットで、レジ袋の無料配布を中止した。R2年7月から全国で制度化される。
	フードドライブ	食品ロスの防止を目的としてモデル事業を実施する。
	食品トロック	生鮮食品以外で賞味期限内の未開封の食品を交換することで、やむを得ず廃棄となっていた家庭の食品ロス削減を更に進める。
	ごみ袋のレジ袋活用	買い物した際に客が購入するレジ袋の代用として、生駒市指定の家庭系ごみ袋をバラ売りし、ごみ袋として家庭系ごみの排出に再利用してもらい、プラスチックごみ削減の取り組みを促進する。

区 分		取 り 組 み	具 体 的 な 内 容
事業活動に伴って排出される 一般廃棄物	再生資源	生ごみの堆肥化	エコパーク21で、生ごみと汚泥を混ぜて発酵、メタンガス回収による発電を実施。又、発酵後の消化汚泥の堆肥化等を行う。
		魚あら	再生活用業の指定を受けた業者により、堆肥、動物のエサに再生する。
		木くず	再生活用業の指定を受けた業者により堆肥化する。
	その他	搬入管理の強化	生駒市清掃センター、清掃リレーセンターへの適正な搬入管理に努める。
		多量排出事業所への減量指導	大規模小売店舗等の多量排出事業所に対し、減量化計画書の提出及び指導を行う。

イ 収集前の資源化量

区 分		資源化量（単位：t/年）
自家処理	生ごみ堆肥化	391
再資源化	集団資源回収	2,263

ウ 収集後の資源化量

区 分		資源化量（単位：t/年）
びん・缶・ペットボトル・プラ等		2,779
古紙類		1,515

②収集・運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量（推計）

（単位：t/年）

種 類	市収集	委託	許可業者	事業所持込	一般持込	拠点回収	計
燃えるごみ		16,740	4,705	1,184	1,006	0	23,635
大型ごみ		521	0	0	0	0	521
生ごみ（厨芥類）		0	391	0	0	0	391
不燃ごみ（有害ごみ含む）		85	10	0	123	0	218
びん・缶、ペットボトル・プラ等		2,390	158	0	206	25	2,779
古紙類		1,476	0	0	39	0	1,515
計		21,212	5264	1,184	1,374	25	29,059
動物の死体（体）	308						308
実験動物の屍体等			21				21

イ 収集運搬の主体

区 分	種 類	市	許可業者	民間委託
家 庭 系	ご み			○
	資源ごみ			○
事 業 系	ご み		○	
	資源ごみ		○	

ウ 収集の方法

市が行う一般廃棄物の定期収集については、ステーション方式を基本とするが、ごみ出しが困難な高齢者・障がい者世帯に対しては、「まごころ収集」として戸別方式により実施する。また、大型ごみ及び燃えないごみについては、申込制により、戸別収集を実施する。

③中間処理計画

次の処理施設において、それぞれに定める廃棄物を中間処理する。

ア 焼却施設

名 称	生駒市清掃センター	
所在地	生駒市俵口町2 1 1 6 番地9 1	
形式	全連続流動床式焼却炉	
処理能力	2 2 0 t / 2 4 H	
操業形態	委 託	
処理する廃棄物の種類	燃えるごみ及び動物の死体、下水道汚泥	
処理量	燃えるごみ	1 6, 9 7 1 t
	下水道汚泥 (竜田川浄化センター及び山田川浄化センター)	6 4 5 t
	燃える大型破砕可燃ごみ	4 9 8 t
	動物の死体	3 0 8 体
残渣処分先	大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場	

イ ごみ中継施設

名 称	生駒市清掃リレーセンター	
所在地	生駒市東生駒1 丁目5 8 3 番地	
形式	ごみ圧縮・コンテナ積替装置	
処理能力	1 2 0 t / 1 日	
操業形態	直 営	
処理する廃棄物の種類	燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ	
処理量	燃えるごみ	2, 1 9 0 t
	燃えないごみ	1 2 3 t
	資源ごみ	2 4 5 t

ウ 破砕施設

名 称	生駒市清掃リレーセンター	生駒市清掃センター
所在地	生駒市東生駒1 丁目5 8 3 番地	生駒市俵口町2 1 1 6 番地9 1
形式	往復動式圧縮せん断破砕機	堅型高速回転式破砕機
処理能力	4. 7 t / 日	3 0 t / 日
操業形態	直 営	委 託
処理する廃棄物の種類	燃える大型ごみ	燃える大型ごみ

エ 空き缶中間処理施設

名 称	関西メタルワーク株式会社
所在地	生駒市小平尾町1491番地1
形式	機械選別及び圧縮
処理能力	13t/日
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	空き缶
資源化量	207t

オ ペットボトル中間処理施設

名 称	関西メタルワーク株式会社
所在地	生駒市小平尾町1491番地1
形式	選別、圧縮、梱包及び保管
処理能力	300kg/時
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	ペットボトル
資源化量	319t

カ ガラスびん中間処理施設

名 称	関西メタルワーク株式会社
所在地	生駒市小平尾町1491番地1
形式	機械、手選別及び保管
処理能力	13t/日
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	ガラスびん
資源化量	668t

キ ガラスびん残渣等（われもの）資源化施設

名 称	藤野興業株式会社
所在地	南河内郡河南町山城165
形式	破碎・選別
処理能力	1.5t/日
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	ガラスびん残渣、ガラス製食器等
資源化量	123t

ク ガラスびん残渣等（われもの）資源化施設

名 称	株式会社タカハシ
所在地	大阪市城東区中浜2-11-11
形式	破碎・選別
処理能力	280t/日
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	ガラスびん残渣、ガラス製食器等
資源化量	28t

ケ プラスチック製容器包装中間処理施設

名 称	株式会社生駒市衛生社 (くるくる館)
所在地	生駒市北田原町 1 1 1 1 - 1
形式	選別・圧縮・梱包
処理能力	1 6 t/日
操業形態	委 託
処理する廃棄物の種類	プラスチック製容器包装
資源化量	8 5 5 t

コ その他プラ (ごみ袋) 資源化施設

名 称	DINS 関西株式会社 R&E 事業所
所在地	大阪府寝屋川市太秦高塚町 1 2 番 1 号
形式	パレット成型
処理能力	2 2 t/日
操業形態	委 託
処理する廃棄物の種類	その他プラ (ごみ袋)
資源化量	1 2 t

サ 有害ごみ資源化施設

名 称	野村興産株式会社イトムカ鉱業所
所在地	北海道北見市留辺茂薬町富士見 2 1 7 - 1
形式	焙焼処理、水銀回収等
処理能力	6 0 t/日
操業形態	委 託
処理する廃棄物の種類	蛍光管・乾電池
資源化量	5 3 t

④最終処分計画

次の処理施設において、それぞれに定める廃棄物 (推計) を最終処分する。

ア 大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場

名 称	大阪湾広域臨海環境整備センター
所在地	大阪市此花区北港緑地先
処理場面積	9 5 h a
処理容量	1 3, 9 7 5, 0 0 0 m ³
埋立対象	焼却灰、不燃物等
処分量	1, 3 4 2 t
埋立計画	委託及び直営により大阪湾広域臨海環境整備センター処分場に搬入

イ 三重中央開発株式会社管理型最終処分場

名 称	三重中央開発株式会社
所在地	三重県伊賀市予野字鉢屋 4 6 0 6 番地
処理場面積	2 1 6, 4 9 1 m ²
処理容量	6, 1 6 5, 8 9 6 m ³
埋立対象	不燃物等 (処理困難物)
処分量	1 2 3 t

⑤市が収集・受入しない一般廃棄物

区分	品 目	処 理 方 法
排出禁止物	(1) 有害な物 (薬品類、農薬、劇薬等) (2) 危険性のある物 (バッテリー、消火器等) (3) 引火性のある物 (ガソリン、灯油、プロパンガス等) (4) 特別管理一般廃棄物に指定されている物 (PCB含有物、感染性廃棄物) (5) その他、処理が著しく困難である、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生じる物 (建築廃材、タイヤ、ドラム缶、大型温水器、ピアノ、耐火金庫、農機具、バイク (51 cc以上)、自動車及び自動車部品、FRP素材の物、浴槽等)	排出者自ら処理するか、又は専門業者に相談するか、購入した店に引き取りを依頼すること。

⑥市が収集しない一般廃棄物

区分	品 目	処 理 方 法
特定家庭用機器	ブラウン管テレビ、液晶・プラズマ薄型テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	購入した小売店、又は買い替えの場合購入する小売業者へ引取を依頼するか、若しくは自ら指定引取協力店に引取を依頼し、再資源化を図ること。
一時多量ごみ	引っ越し等により一時的に発生する多量のごみ	市の施設へ自己搬入するか、又は市の許可する一般廃棄物収集運搬業者に処理依頼すること。
指定再資源化製品	デスクトップパソコン本体、液晶ディスプレイ、CRT ディスプレイ	排出者自ら製造業者に処分を依頼し、再資源化を図ること。

(2) し尿・汚泥（汲み取るべきし尿、浄化槽から発生する汚泥をいう）処理計画

①収集運搬計画（推計）

ア し尿

概ね月1回、市の委託した業者により収集する。

汲み取り世帯数	6 1 6 戸
汲み取り人口	1, 2 4 7 人
計画収集量	3, 3 6 4 k l

イ 浄化槽汚泥

排出者の申し込みにより、市の許可した業者により随時収集する。

浄化槽世帯数	1 7, 9 9 3 戸
浄化槽人口	3 8, 7 9 1 人
計画収集量	2 0, 5 0 2 k l

②最終処分計画（処理量は推計）

名 称	エコパーク 2 1
所在地	生駒市北田原町 2 4 7 6 番地 8
処理方法	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理のうち、膜分離装置及び活性炭吸着塔をバイパスし、放流先を下水道放流とする施設
発酵方式	高温高速メタン発酵方式
処理能力	8 0 k l / 日（し尿 1 0 k l / 日、浄化槽汚泥 7 0 k l / 日） 生ごみ 1. 3 t / 日（最大 2. 6 t / 日）
処理する廃棄物の種類	し尿及び浄化槽汚泥、生ごみ
処理量	し尿 3, 3 6 4 k l
	浄化槽汚泥 2 0, 5 0 2 k l
	生ごみ 3 9 1 k l
	汚泥（平群町） 4, 5 0 0 k l